

中販連

だより

2016
Vol.46

中国地域指定生乳生産者団体 中国生乳販売農業協同組合連合会 機関誌



CONTENTS

- 年頭挨拶
- 酪農を巡る話題と課題
- 生乳受託販売委員会
- 中国地区牛乳・乳製品料理コンクール
- 生乳の安全安心の確保に係る取り組みについて
- 実績報告
- 事業経過報告

Chugoku Fresh Milk Sales-Agricultural Cooperative Association

新年のご挨拶

中国生乳販売農業協同組合連合会 代表理事長 東山 基



新年あけましておめでとうございます

中国地域5県の会員・酪農生産者及び乳業メーカー・関係機関の皆様にはご家族おそろいで穏やかな新春をお迎えの事と心よりお慶びを申し上げます。

平成27年は、大きく変わろうとする日本農業の奔流に流されかねない苦しい酪農経営を余儀無くされる状況の中で、酪農家の廃業は全国で留まることなく、経産牛頭数の減少と相俟って、酪農・乳業関係者全体が大きな懸念を抱く状況がありました。その状況の中で、関係者の皆様には、中販連の事業推進に多大なご協力を賜りました事に衷心より厚くお礼申し上げます。

振り返ってみれば、衆議院選挙の結果を得た安倍政権がアベノミクスを強硬に進める姿勢を強め、国内を翻弄した印象は免れないところですが、早い段階で日本の食糧・農業農村政策大綱に基づく、酪農及び肉用牛生産の近代化を図る為の基本方針を新たに作成し、日本農業の現実的な方向性を示しました。しかし一方では、農協改革法案の制定により農業関係組織の解体を目論み、農業への市場原理に基づく企業参入と大型化を促進する施策は、地方経済を支えるコミュニティの破壊ともいえる中小零細農家の切り捨ての上で大規模化を狙ったものであり、指定団体に於いても共販体制の瓦解に及びかねない規制緩和が提唱されるまでに至りました。さすがに強い反対の上、急激な変化とはならず規制改革の流れを残すに留まっている状況にあります。

それもこれも、TPP交渉の暫定合意に向けた布石であったと思われますが、合意に達してからはその影響を徐々に明らかにしながら、不安解消の為の国内対策としてTPP関連政策大綱を制定の上、品目による所得補償制度の拡充や国内産品の競争力強化に向けた支援・助成の施策を公表しま

した。酪農に対しては畜産クラスター事業の拡充強化が示されています。私たちは、日本の農業の役割として国民を守る食糧安全保障と地域文化を守る農村の価値が認められない限り、TPP断固反対の姿勢を続けなくてはならないと思います。しかし、現実的には畜産に於いて基本とされる自給率の向上に取り組み、環境対策や飼養管理技術の刷新による生産性の向上は緊急の課題であると考えます。又、TPPの承認・発効ともなれば最も懸念される安価な疑似乳製品や代替食品の流入によるディスカウント圧力が強まる心配があります。それに対しては、国産100%安全・安心の牛乳を消費者に受け入れられることがカギとなるはずです。消費者理解醸成の活動と共に販体制による需給調整機能の維持が最も必要であると思います。

何はともあれ、平成28年も波乱が予測されます。酪農経営は生乳に対する乳価によって継続されなければなりません。27年度乳価交渉は最後まで不調がありました。原因は副産物である肉用素子牛の高騰による高い所得率の統計結果が示されており、新ルールによる28年度乳価交渉は年内に決着しなければならない事にも影響しています。生産費を保証する基本的な乳価形成ルールの設定がない限り安定した生乳再生産は言うまでもなく、助成金や副産物収入での経営継続は常に不安定と言わざるを得ません。消費者・流通業の皆様にご理解を頂けるように粘り強い要求を続けなくてはなりません。

中販連では、昨年上期には会員組織内の事情や格差はあるものの、地域によっては順調な生乳生産が続き前年対比で99.0%でした。気象の好条件や暑熱対策への取り組みの効果であったと思われます。しかし一方で、一昨年同様29戸の廃業があり経産牛は500頭以上減少しています。下期の生乳生産や28年度初期乳量が心配されます。大型経営

の規模拡大には期待していますが、全体的な生産基盤の回復の為に、会員組織の取り組まれる今年度の支援事業のさらなる推進と、28年度事業計画により効果的な展開を計らなければなりません。特にホル雌資源の域内確保対策と補助事業利用による飼料自給率の向上が課題であると思います。現在求められている日本の酪農産業は今迄同様の維持を期待するものではなく、政治・経済の大きな流れの中で新たな展開を余儀なくされるものであり、指定団体のみならず流通段階に於いても酪農経営と同様、体質を納得のいく形で徐々に手順を踏みながら変えていく必要があります。昨年末に農水省局長通知がありました。場合によっては

混乱を招きかねない踏み込んだものであります。中販連に於きましても慎重な協議の下に酪農経営における利益の最大化を計らなければなりません。酪農経営支援の役割を果たす為には乳業メーカーの皆様や関係者の皆様のご協力とご支援・ご指導を頂いて、役職員一同全力で邁進し会員・生産者の皆様と共に歩む所存であります。

関係指導機関・関係者皆様の変わらぬご支援と、各県会員皆様には中販連事業推進へのご協力を衷心よりお願い申し上げます。本年も皆様にとりまして幸多き年であります様に祈念申し上げ年頭のご挨拶とさせて頂きます。

新年のご挨拶

新年を迎えるにあたって

中国四国農政局生産部畜産課長 平山 雅通



平成28年の新春を迎えるに当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

皆様方には、平素より酪農・乳業の発展に御尽力されておりますことに厚く御礼申し上げます。

我が国の生乳生産は、近年、乳用牛頭数の減少等により、前年を下回る状況が続いてきましたが、27年度は、取引乳価の引上げや生産現場における増産への取組が功を奏し、回復傾向にあるところです。しかしながら、国内需要に十分応える水準には達していないことから、生乳生産基盤の強化が重要課題となっております。

このような状況を踏まえ、昨年3月に策定した「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」においては、「人・牛・飼料」の視点で生産基盤を強化することを最優先の課題としました。

また、27年度補正予算と28年度当初予算を合わせて、①収益性向上や生産基盤の維持・拡大のための競争力向上、②輸入飼料依存から脱却するための自給飼料生産拡大、③経営安定のためのセーフティネットという3つの柱に、必要な事業費を重点的に確保したところであり、引き続き、生乳生産基盤の強

化を強力に支援してまいります。

昨年は、TPPが大筋合意に至った年でもありました。これを受け、農林漁業者の不安を払しょくするため、11月に「総合的なTPP関連政策大綱」が策定されました。

乳製品については、生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金の対象に追加するとともに、補給金単価を一本化する等の措置を協定発効に先立ち講じることとしており、制度設計を含めできる限り準備を急いで、29年度からは実施できるよう対応してまいります。

こうした新たな環境の中で酪農乳業の発展を図るために、指定団体制度の下、生乳需給の安定を基本としながら、消費者の多様なニーズに応えた付加価値の創出に取り組んでいくことが重要と考えています。

具体的には、「生乳取引のあり方等検討会」において議論を重ね、乳価交渉期限の設定、試行的な入札取引の実施等、今後の生乳取引に反映すべき事項が10月に取りまとめられました。

あわせて、指定団体等の再編、中間コストの削減

等を計画的に推進するための通知が発出されましたので、地域の実情を踏まえつつ組織内で議論を深めていただき、望ましい組織・業務のあり方とその実現に向けた計画が策定・実施されることを期待しております。

我が国の人ロが減少傾向で推移する中で、国内外の市場における国産牛乳乳製品の需要の拡大は極めて重要な課題です。近年、牛乳を利用した減塩和食である「乳和食」が注目を浴びていますが、このような新たな取組を始め、アジア市場の成長を見込んだ輸出の促進、国産乳製品の新商品開発を可能とする技術開発への支援等に取り組んでまいります。

また、安全で効率的な牛乳乳製品の供給や今後の需要の伸びが期待される乳製品の生産拡大を図るため、乳業施設の再編・合理化を後押ししてまいり

ます。

さらに、供給条件が不利な地域への学校給食用牛乳の供給等を引き続き支援するとともに、関係団体等と連携しながら、酪農に対する理解の増進や、科学的知見に基づく正確な牛乳・乳製品に関する情報提供等に努めてまいります。

我が国の酪農・乳業は、大きな環境変化の時代に入ったと考えています。中国四国農政局といたしましては、想定される変化への対応策を着実に実施することにより、中国四国地方の酪農・乳業界の一層の発展、充実を支援していく所存であります。

最後に、貴連合会並びに管内酪農家の皆様方の益々の御発展と、本年が酪農乳業界にとって、より良き年になりますことを祈念申し上げ、新年の御挨拶といたします。

新年のご挨拶

新年を迎えるにあたって

一般社団法人 中央酪農会議 会長 奥野 長衛



新年明けましておめでとうございます。新年を迎えるにあたり、最近の酪農を巡る動向を踏まえ、所信の一端を述べさせていただきます。

昨年は、酪農を取り巻く国際情勢に大きな変化があった1年でした。1月には日豪EPAが発効されました。また、3月末にはEUにおいて乳製品需給の安定を担ってきた生乳クォータ制度の廃止があったほか、ウクライナ情勢をめぐり、ロシアがEUからの乳製品を輸入禁止にしたことや、中国の粉乳類を中心とした乳製品の輸入減少等により、国際乳製品相場が大きく下落した年でもありました。

しかし、何といっても一番大きな出来事は、10月にTPPが大筋合意されたことです。農産物重要5品目に位置付けられる乳製品については、現在の国家貿易の仕組みは維持されましたが、バター・脱脂粉乳についてはTPP参加国を対象にした新たな民間貿易（輸入）枠が設定され、チーズについて粉チーズとchedar・ゴーダチーズは16年で関税撤廃されるなど、将来的な影響が心配されます。さらに、牛肉

の関税削減による酪農経営への影響も懸念されます。政府は『総合的なTPP関連政策大綱』を決定しましたが、酪農家の皆さんのが生産意欲を失わず、経営展開できるよう、大綱の早急な具体化が必要です。

また、国際的な乳製品需給は不安定な構造にあるなかで、国産の牛乳乳製品に対する消費者の信頼と酪農への支持を揺るぎないものとするため、今後、安全安心の取り組みとともに、理解醸成活動が一層力がいります。

一方、国内に目を向けてみると、円安と原油安から企業の業績は概ね好調ですが、輸入飼料価格の高止まりもあり、酪農への恩恵は限定的となっており、生乳生産は一部の地域で比較的堅調に推移しているものの、全体としては生産回復の遅れから、昨年に引き続きバター不足が社会問題化し追加輸入が行われました。

4月から取引乳価の引き上げがありましたが、初妊牛価格の上昇により導入を見合わせる酪農家があ

るほか、牛枝肉相場の高騰が乳用種への黒毛和種の種付けの増加に繋がり、乳用後継牛の確保に悪影響が懸念される等、生乳生産量の本格的な回復の見通しが立っておらず、酪農生産基盤の弱体化に歯止めがかからない状況が続いております。

こうしたなかで、自民党生乳流通・取引体制等検討WTの提言を受け、農水省は生乳取引のあり方等検討会を開催し、入札取引を平成28年度から試行的に実施することとなりました。これは、需給を反映した乳価形成をねらいとするものですが、反面、取引の安定性や緩和時の対応等、課題が多くありますので、需給調整対策を含め、万全の措置を講ずることが必要です。

関連して、酪農家戸数が減少するなか、効率的な組織運営を行う必要があることから、農水省は指導通知を発出し、組織の再編と指定団体と会員組織間の業務・役割分担の見直しを求めておりますが、一方で、内閣府の規制改革農業WGは指定団体制度を

議論の遡上に載せ、酪農改革を求める情勢にあります。

以上、現下の主要な課題等について述べて参りましたが、貴会におかれでは、重点取組事項として、生乳計画生産対策では、27年度より3年間の第2次HOSTY生乳生産基盤復元計画をもとに運営されるとともに、また、酪農経営の実態に基づき、乳価交渉及び酪農理解醸成活動（乳価値上げ訴求、牛乳消費の維持）の展開等に取り組まれていると伺っております。これら指定団体の主体的な取組は、誠に心強く感じる次第です。

本会議と致しましても、酪農家の皆様が将来に希望を持ち、安心して経営を持続できるよう、指定団体及び会員組織の皆様と連携し取り組んで参る所存です。

本年も酪農家及び酪農関係者の皆様方のご支援、ご理解の程宜しくお願い申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

酪農を巡る話題と課題

新年明けましておめでとうございます。近年にない暖かいお正月となりました。旧年中は当連合会の生乳受託販売事業の運営に対し格別のご理解・ご協力をいただき衷心より厚くお礼申し上げます。

今年多くの課題が待ち受けいますが役職員一丸となってその解決に邁進する所存であります。何卒よろしくお願い申し上げます。

以下、年頭に当たり昨今の酪農を巡る話題と課題を含め主要情勢についてご紹介させていただきます。

【I】昨年の備忘録…政治・行政及び経済面を中心に

(1)農業全般に亘る情勢において、昨年8月にはアベノミクスの政策遂行のうえで重要な位置付けにあるTPP（環太平洋連携協定）への参加に対し、反対の立場を鮮明にした農協組織に対し、岩盤規制の改革を旗印に60年振りの農協法の改正、自己改革が迫られました。

その余勢を駆るが如く10月5日には5年越しとなったTPP交渉が大筋合意に至り、早くもアベノミクス第2弾のGDP（国内総生産）600兆円の達成に向けてTPPへの期待がアピールされています。

しかし、TPPの発効を巡り盟主である米国では

野党の共和党はまだしも次期大統領候補までが反意を示す迷走状態にあります。わが国では年始早々の通常国会でTPPの交渉参加に当たっての重要5品目の取り扱い等の公約と大筋合意との整合性を巡る論戦が始まります。

(2)TPP大筋合意を受け、国内産業で打撃が大きい農業分野に対しては11月25日に新農政時代と銘打った「総合的なTPP関連政策大綱」が公表されました。

大綱では農林水産物の輸出額1兆円及び6次産業化の推進等“攻め”の農業への体質転換が強調されています。また重要5品目関連産業へ

の対応に関し酪農部門では経営安定対策として、生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化する対応方向が示されました。本件については、年末の平成28年度加工原料乳補給金等の酪農政策の決定過程の国会審議等において農水大臣より平成29年度から実施する旨が答弁されました。

(3)岩盤規制の改革には内閣府に設置された規制改革会議が大きな役割を果たしています。同会議は農協組織に限らず酪農部門についてもバター不足が社会問題化するにつれ生乳流通における指定団体制度に関心を示し、改革を求める意見も提起されているようであり、既にその一部は指定団体に具備された生乳受託規程の弾力化に反映されています。

しかし、昨年度においては同会議からの新たな課題指摘への対応に先んじて生乳生産基盤の弱体化が政治課題となり自民党の畜産・酪農対策小委員会内に設置された生乳流通・取引体制等に係る検討機関（ワーキングチーム＝WT）が7月9日付で今後の生乳流通・取引体制等のあり方に係る提言を取りまとめました。

WTでのとりまとめは酪農家所得の向上を基本に①乳価交渉等の生乳取引のあり方②生乳流通合理化を通じた経費負担及び指定団体機能の整備強化のあり方、の2部構成となっています。

WTとりまとめの政策展開に当たっては、前者①への対応として農水省生産局長の諮問機関として生乳取引のあり方等検討会が設置・運営され10月16日付で報告書が取りまとめられました。また②については①と同日の10月16日付で農水省生産局長名による通知文書「生乳流通体制の合理化の総合的な推進について」が都道府県、中央酪農会議及び指定団体に対して発出されました。

(4)生乳取引のあり方等検討会におけるとりまとめ概要
ア) 乳価交渉の時期等

△毎年度12月までに次年度に係る乳価の決定。
乳価・製造経費相当額の牛乳小売価格への転嫁に係る作業期間を3ヶ月確保し次年度4月から乳価改定の実行。

△取引契約期間は1年間を基本としつつ生乳需

給や生産コスト等に大きな情勢変化が生じた場合は必要に応じ改訂を行う。

△乳価交渉に活用可能な統計データの定期的な情報提供

*牛乳生産費統計調査をベースに主要な費目の動向について公的データを整理してJミルクを通じて公表することで取引当事者間での情勢・認識の共有化及び流通・消費者への理解醸成の促進等を期待するものです。

イ) 生乳の入札取引について2年間（平成28、29年度）の試行的実施

*当面は乳製品向けにおける試行的実施が想定されます。

(5)局長通知文書の概要

ア) 酪農経営を巡る現状認識

△生乳需給環境は逼迫現象を呈し易い構造になっており生乳生産基盤の強化が喫緊の課題。

△生乳生産基盤は、生産者戸数、頭数の減少を背景に生乳生産量が減少。その一方で酪農経営規模に階層分化が進行。

△以上のような生乳生産基盤に起因する課題に加えTPP問題等、広域指定団体制度への移行から15年余を経過した今日の酪農経営を巡る情勢は内外共に大きく変化している。

イ) このような現状認識の下で、酪農家の所得向上が生乳生産基盤の弱体化防止の呼び水として位置付けられ、政策目標として掲げた①適正乳価の実現②指定団体等の再編・合理化を始めとする生乳流通体制の合理化の推進のうち、局長通知では後者②への指導事項が示されています。

ウ) 指導事項においては、現状の生乳生産基盤の動向（戸数、乳量の減少）を放置するならば指定団体・会員等における組織コスト及び集送乳コストの増高が懸念されることから生産者組織に対して合理化の推進が求められています。

エ) 具体的には、中央酪農会議及び指定団体に対し合理化推進計画を平成27年度末の今年3月内に策定し農水省への報告が求められています。

①中央酪農会議…指定団体再編計画の策定

△平成32年度以降における望ましい指定団体の姿とその実現に向けた工程。

△上記における指定団体と会員等との機能のあり方及び手数料のあり方。

△生産者への情報開示の具体的方法等

②指定団体…業務推進計画（平成28年度から5

力年間)を策定し中央酪農會議経由で農水省に報告

△1県1団体化など会員等の組織の再編整備
△生乳受託販売業務の一元化。会員等との業務・役割分担及び分担を踏まえた手数料の見直し。

△集送乳経費、手数料等の控除経費に係る情報開示の徹底等

*指定団体の業務推進計の策定においては会員組織との連携(県域の組織再編、業務・役割分担等)が不可避となります。また、県域の合理化検討に当たり、国は県行政に対し指導・監督への協力を求めていきます。

(6)上記で紹介した事項はいずれも酪農業関係専門誌記者が選ぶ平成27年の重大ニュースに選ばれており、更には今年以降の酪農情勢にも深い関わりを持つこととなります。

〔II〕今年の話題と課題

今年はサル(申)年。干支の語源においては果実・花木の成熟に由来することから時代に置き換えるならば平成元禄を期待しつつも、成長戦略に決め手を欠くアベノミクスの現状からは元禄の到来には程遠いものといえます。

1. 全国情勢

(1)酪農経営環境

ア) 年が明けたとはいえるTPPショックによる先行き不安は払拭できません。

他方、酪農経営の近況としては、上記の生乳取引のあり方検討会がとりまとめた今後の乳価交渉で交渉当事者が共有する資料となる牛乳生産費調査(最新:平成26年度都府県版では前年度比1.1%の上昇)をベースに27年度移行後の費用及び収益性の動向をみると経営全体(乳+肉)として好転が窺えます。

イ) 個別費目でみると、費用上昇要因としては乾牧草、初妊牛、建築資材等の高騰、これに対し低下要因としては配合飼料、化石燃料、乳牛償却費が前年割れ、更には子牛及び廃用牛等の個体価格の上昇が上げられます。

これらの費目の動向を生産費に反映してみると、費用の上昇要因よりも低下要因が上回ることから平成27年移行後の生産費は前年同期をやや下回って

推移しています。

ウ) 次に、収益性としては搾乳部門においては平成27年度4月から乳価の値上げ改訂(飲用等向け乳価は26年度決着分の適用)による増収要因があるとはいえ流通飼料費の高止まり影響を受け、乳飼比(購入飼料費/乳代)は採算性の指標とされる40%(参考:26年度46%)を上回っているものと想定されます。

その一方で、交雑種を始めとする子牛及び廃用牛等の個体販売価格の上昇が搾乳部門における収益の停滞を補完し得る水準にあることから経営全体としての所得上昇が窺われる状況にあります。

このような状況は北海道においても同様であり、昨年末の平成28年度加工原料乳補給金の決定過程においても子牛等の副産物の上昇が生産費引き下げの主要因となり補給金本体は前年度を下回ることとなりました。

エ) しかしながら、副産物部門の好況現象が想定以上に長期化する中で、酪農現場ではF1交配の増加に伴う乳用メス牛の出生減、乳肉複合型の大規模法人経営の出現等による搾乳素牛への需要の増加が顕著となっています。

酪農現場では資源産地である北海道でも平成26年度以降においてF1交配率20%超が見受けられ、搾乳素牛資源の減少が間近に待ち構えています。

このため、北海道における初妊牛相場は平均で見ても70万円/頭の突破が間近な水準で越年しています。

(参考) 中国地区の状況を乳用種の出生頭数ベースで見ると(家畜改良センター集計資料)、平成26年度における出生頭数は26,373頭、内訳としては乳用メス牛6,034頭、出生割合23%(参考:24年度25%)、F1は12,521頭、同48%(同:43%)とF1指向が裏付けられます。

オ) 以上、酪農経営環境の概況について紹介しましたが、平成28年度に向けた生乳生産費の動向としては、予期せぬ円高の功罪に翻弄される年といえそうです。

先ずは生産費における輸入依存度の高い物資(飼料、化石燃料等)については、当面、円高効果による価格安定が期待されますが、世界的な政情不安及び異常気象等の発生には予断を許さないことから、特に飼料問題について、国産振興は継続的な取り組み課題といえます。

また、業界紙の報道から新たな話題を探れば、国内における搾乳素牛資源の高騰と円高が進行すれば個体資源の輸入への関心の高まりも想定されます。

他方、懸念材料としては牛肉、チーズ及び調製品（乳製品）等が円高、関税の引き下げ等による内外価格差の拡大で輸入量が増加した場合の国内相場及び需給関係の混乱があげられます。

(2)生乳生産基盤

ア) 生乳生産動向

指定団体の生乳受託販売数量においては平成27年6月から前年増が続いています。地域の大別において、北海道は平成26年度11月から今日まで連続して前年を上回って推移しています。

更に27年度は都府県でも27年7月に33ヶ月ぶりとなる増産を達成し、以後9月までの3ヶ月間に亘り増産が続きました。

この快挙に牽引され都府県の27年度上半期は24年度以来3年振りの増産実績となりましたが、下半期に移行した10月から再び減少に転じました。

イ) 頭数基盤の動向

①一過性ともいえる都府県の増産現象ですが、2歳以上の成牛頭が減少基調ある中での増産要因としては4～6月の第1四半期内における分娩

頭数の増加があげられます。

これに対し北海道では4～11月の間の分娩頭数は前年増、成牛頭数もほぼ前年度並みで推移する安定した頭数基盤が生乳生産に反映されています。

②都府県における搾乳牛頭数基盤の落ち込みは構造化しつつあり、個体資源は北海道頼みとなっています。

平成27年度4～10月の都府県における北海道からの導入頭数は約2万頭に及び前年同期比102.8%、533頭上回っています。

初妊牛相場の高騰は導入を躊躇させる水準にありながらも導入実績が前年を上回る背景にはメガ・ギガファーム等の大規模経営における旺盛な需要が上げられます。

③しかしながら、その北海道における個体資源事情を年齢別の頭数でみるとF1指向も相俟って1歳未満の頭数は平成26年12月から直近の統計月である27年11月まで1年間に亘り前年割れが続いています。

のことから平成28年度はまだしも29年度における資源難の到来は想像に難くなく、国内の個体資源による生乳生産基盤の復元はF1指向と不可分な関係にあり、且つ、中長期的な期間が必要とされます。

2. 中販連における話題と課題

(1)生産基盤概況

	酪農家(生乳出荷)戸数				生乳受託数量(トン)			
	①H13年	②H27年	②-①	②/①	③H13年度	④H26年度	④-③	④/③
鳥取	288	138	▲150	48%	56,213	55,791	▲ 422	99%
島根	260	109	▲151	42%	63,398	61,538	▲ 1,860	97%
岡山	605	260	▲345	43%	130,768	93,061	▲37,707	71%
広島	285	136	▲149	48%	66,551	49,752	▲16,799	75%
山口	152	55	▲ 97	36%	24,980	16,600	▲ 8,380	66%
合計	1,590	698	▲892	44%	341,910	276,742	▲65,168	81%

(注) ①は平成13年2月（中販連始業直前）②は27年11月時点

ア) 平成13年度の中販連始業から数え平成28年度は16年度目の事業運営の年となります。

上表では始業当時と、比較可能な直近時のデータを紹介しましたが、一目瞭然の如く団塊世代層の高齢化、後継者難を要因とする廃業により酪農家戸数は半減に近い状況にあります。これに対し受託数量は中販連全体として約20%

減少ですが、会員別には山陰側2県の安定振りが窺われます。

イ) このような生産基盤の推移から、1戸当たりの経営規模の拡大が窺われます。

しかし、この間における規模拡大のスケール、スピードは従来の“大規模経営”的概念を超えるもので、わが国酪農界に“メガ・ギガファーム”

ム”なる新語の誕生を見るに至り、中販連管内では山陰側を中心に誕生しています。

ウ) メガ・ギガファームの誕生によりわが国酪農には家族経営層と超大規模経営層の二極化が進行すると共に、中央酪農会議が実施した酪農全国基礎調査結果（平成25年度版）では出荷乳量において、全国ベースでは上位10%の出荷者で40%の乳量、中販連管内では44%を占める状況にあります。

エ) 今後、農政新時代における目玉事業となる酪農クラスター事業の家族経営層への普及により相応の規模拡大の進行が想定されます。

このため、個体資源問題を始め飼料対策等について管内自給度の向上を目指し中販連会員間の機能連携等の連帯感の強化が必要とされます。

(2) 乳価交渉

①平成27年度4月から値上げされた飲用等向け乳価（飲用、学乳、発酵乳等向け）は平成26年度乳価交渉において妥結された乳価を適用したものであります。この改訂に合わせて牛乳の小売価格も値上げされました。

②中販連としての平成27年度乳価交渉は4月からの小売価格値上げ後の牛乳消費動向の見極め及び自民党W.Tの提言を受けて国が設置した生乳取引のあり方等検討会のとりまとめを踏まえて交渉に取り組む手順としていました。

③10月中旬となった生乳取引のあり方等検討会のとりまとめにおける平成28年度乳価交渉の12月内決着の実行に当たっては、その前段としての27年度乳価の決着が必要とされました。

④乳価交渉において指定団体と乳業者が共有する基礎資料となる平成26年度牛乳生産費調査結果が11月下旬に公表されました。調査結果をベースに27年度移行後の主要費目の単価の動向を適用して当面する27年度の要求額等を試算し12月11日には生乳受託販売委員会（以下「販売委」）及び理事会を開催しました。

⑤販売委では前年度（平成26年度）に対し生産費の低下及び所得上昇がみられる試算内容を踏まえた協議となり、生乳生産部門よりも副産物依存型の所得上昇の是非を巡り活発な意見が交わされました。その結果、

△当面する平成27年度乳価については据え置き

止む無しとするが、飼料価格の高騰等の事態の急変が生じた場合は速やかな乳価交渉への取り組みについて乳業者の合意を得ること。

△平成28年乳価については12月内の決着が提起されているものの、27年度乳価と同時扱いは回避し、情勢を見極める時間を確保する旨を取りまとめました。

△この結果を踏まえ、乳業者との協議及び文書通知を通じて当面する平成27年度乳価交渉を完了させ、舞台は28年度乳価交渉へと移行しました。

(3) 生乳流通の合理化の総合的な推進（局長通知）への対応

昨年12月11日開催の販売委では乳価交渉議案と合わせて、局長通知において指定団体に課せられた平成28年度から5カ年間における組織・事業・経費等の合理化への取り組みを内容とする「業務推進計画」を策定するに当たり、中販連内に会員実務責任者で構成するHOSTY酪農組織構想検討委員会の設置を決定しました。

計画策定の後は販売委を開催し計画内容の報告・承認を得て中央酪農会議に提出する運びとしました。

以上は、話題・課題の一端に過ぎません。明るい話題としては牛乳消費が消費増税及び小売価格の値上げ後も落ち込まずに推移していることです。地道な酪農理解醸成や牛乳の価値訴求活動が節約志向にある消費者の評価・共感を得たことを信じたいものです。

次なる明るい話題提供としては、生乳受託数量は都府県が平成27年10月以降に前年度割れに転じた中で中販連は7月から12月まで前年増が続き、4～12月の生乳受託数量は206,122n、前年同期比100.9%と健闘しています。この背景には4～10月累計で前年をやや上回る分娩頭数及び前年同期比1.5倍に当る1,700頭の北海道導入牛が貢献しています。

最後に、昨年来の冷夏・暖冬は超大型のエルニーニョ現象といわれ、気象学の世界では、その反動が猛暑を招く学説があるようです。平成22年度夏季の猛暑禍は死廃牛の激増と乳成分の低下による廃棄乳の発生をもたらしました。暑熱対策が進行した今日ですが気象予報への関心と対応をお願いします。

生乳受託販売委員会の開催結果について

中販連は昨年12月11日（金）に岡山市内シティーホテル桑田町会議室にて平成27年度第2回目の生乳受託販売委員会を開催（開催後に理事会の開催）しました。

開会挨拶に立った東山会長からは「今年はJA改革・TPPの大筋合意など農業を取り巻く環境に翻弄され混沌とした1年であった。TPPについては攻めと守りの両面から具体的な国内対策が策定され国会での議論となるがその実効性の検証等、真剣な議論をしていかなければならない。」との挨拶に引き続き協議に移りました。

…本記事内容は本紙「酪農を巡る話題と課題」内の記事と一部重複します。

1. 生乳計画生産対策について

中央配分による平成27年度当初の生乳生産目標数量に対し、上期内においての防府酪農協のアウト化に伴い、当該農協の割り当て数量である5,590トンを生乳計画生産対策基本要領に基づき中央返還しました。

中央返還による修正数量に対し下期が現状の生産量で推移するなら再度の数量調整は行なわないで済む見通しを報告し、最終的には超過・未達ペナルティーの対象とならないような数量管理に努めることで承認を得ました。

2. 乳価交渉を巡る情勢について

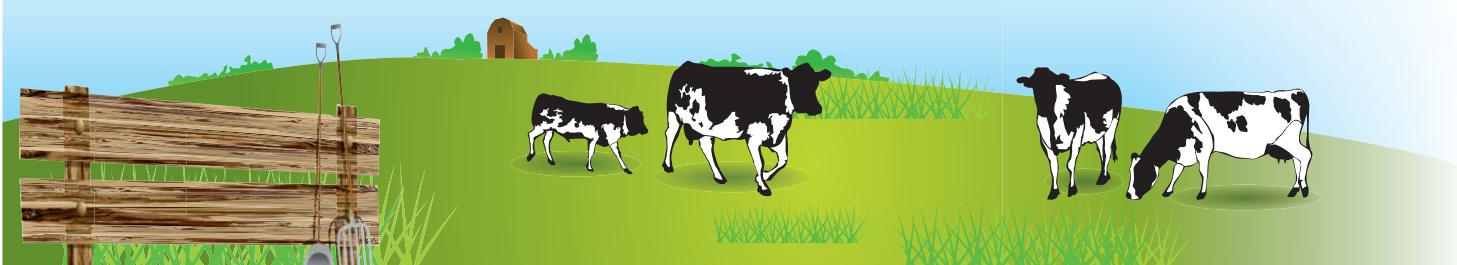
平成27年度乳価問題は①年度当初の牛乳小売価格の値上げで懸念された消費減退等の影響が見られず、乳製品の需給も安定的に推移したこと②酪農現場では副産物収入の上昇が経営に寄与しており、平成27年度生乳生産費も減少する見通しにあること、等により交渉が停滞している事情説明、更には③生乳取引のあり方検討会における次年度乳価交渉の12月内決着を目指す乳価交渉への提言等を踏まえて協議を行った結果、27年度乳価は据え置きとし、再度、必用な情報・情勢を整理して28年度乳価交渉に入る旨の意見集約を行い承認されました。

但し、生乳生産費の低下が予測される経営環境を背景に大手乳業者は平成28年度乳価も27年度の据え置きが妥当との見解を示していることから、12月内の妥結には拘らず乳脂肪取引基準の見直し問題等の協議を含めた交渉期間を設ける旨の交渉方針が承認されました。

3. 農林水産省生産局長通知への対応について

局長通知における指導事項では中央酪農会議に「指定団体あり方検討会」を設置し平成32年度以降の指定団体のあり方のとりまとめが求められ、指定団体には会員段階における1県1団体化を含め28年度から向こう5年間を期間とする業務推進計画の策定が求められています。

このため中販連では「HOSTY21酪農組織構想検討会」を設置し協議に当たることと計画は2月末までに策定し、中央酪農会議経由で農水省に提出されることから、策定の後は生乳受託販売委員会への報告・意見聴取を経て中央提出する手順が確認されました。



平成27年度 中国地区牛乳・乳製品料理コンクール<第5回>

平成27年度中国地区牛乳・乳製品料理コンクールを11月7日（土）に開催しました。牛乳・乳製品料理コンクールは牛乳・乳製品の知識普及と消費拡大を目的として平成23年度より毎年実施しており今回が5回目となります。牛乳又はバター、生クリーム、スキムミルクなどを用いて料理を作り普及性（料理のしやすさ）、独創性（斬新さ）、味覚（美味しさ）、利便性（乳製品使用法）を競い総合的にバランスの取れた作品が選ばれます。今年は中国5県より1500点の応募があり、各県の牛乳・乳製品料理コンクールを勝ち抜いた各県2名：計10名の代表が料理のアイデアと調理の腕を競いました。入賞者は次の方です。

最優秀賞	中国四国農政局長賞	宮元拓馬 岡山県 かぼちゃのスタミナソース餅グラタン
優秀賞	中国生乳販連会長賞	花原孝子 鳥取県 あげないクリームコロッケ
		山根智恵子 山口県 さわらのミルク煮～ココナッツの香とともに



表彰式後の記念写真：出場者10名



かぼちゃのスタミナソース餅グラタン

ホワイトソースを作るのは手間がかかるので餅で代用し、簡単においしく、また普通のグラタンの味つけとは違うので興味が沸くようになりました。

材料4人分

牛乳 400ml
バター 50g
生クリーム 100ml
ベーコン 100g
さつまいも 200g
しめじ 1株
玉ねぎ 中1個
かぼちゃ 1/8個
ほうれん草 1/2束
切り餅 2個
塩・こしょう 適量
ピザ用チーズ 適量
焼きのり 適量
焼き肉のタレ 大さじ1
ごまドレッシング 大さじ2

作り方

- ①しめじは、根をおとし小房に分ける。
ほうれん草はザク切りにする。
- ②かぼちゃは少し小さめに切る。
- ③カットしたさつまいも、人参、かぼちゃは少量の水とともに容器に入れ、ラップをしてレンジで5分ほど加熱する。
- ④玉ねぎは皮をむき、薄くスライスし、フライパンにバターを熱し、玉ねぎがしんなりとするまで炒め、一口大に切ったベーコンを炒める。レンジで加熱した野菜も入れ、さらに炒め、細かく切った餅と牛乳、生クリームも入れ、混ぜながら煮溶かす。
- ⑤塩・こしょう、焼き肉のタレ、ごまドレッシングで味を整えたら、耐熱容器に入れ、ピザ用チーズをたっぷりトッピングし、オーブントースターで焦げ目がつくまで焼き、焼けたら焼きのりを飾る。



乳中のアフラトキシンM1の規制値設定について

食品における状況について

1. アフラトキシンM1とは

アフラトキシン類は、カビの一種であるアスペルギルス菌 (*Aspergillus flavus*、*A.parasiticus*、*A.nomius* 等) が産生するかび毒であり、現時点において、食品での含有が問題となるのはアフラトキシンB1、B2、G1、G2、M1の5種類です。

これらの化合物はいずれも遺伝毒性を伴う発がん性を示すことが知られていますが、最も強い発がん性を示す化合物はアフラトキシンB1（以降「AFB1」）であり、主に輸入物の落花生、とうもろこし、ナツツ類（アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオ）等の食品及び飼料中のとうもろこしから検出されることがあります。

- ①主な産生菌である*Aspergillus flavus*（アスペルギルス フラバス）の毒（トキシン）という意味からアフラトキシンと命名
- ②アフラトキシン類に紫外線を照射すると、AFB1、AFB2は青色（Blue）を、AFG1、AFG2は緑色（Green）を呈することから命名。
- ③AFM1は、AFB1を摂取した牛の乳（Milk）中に検出されたことから命名。

2. AFM1の食品健康影響評価

食品安全委員会の報告書によると、日本で実施された市販牛乳、生乳及び調製粉乳のAFM1汚染実態調査結果を用いてAFM1生涯総摂取量を推定し発がんリスクを推計した結果、現状における発がんリスクは極めて低いと考えられる、としています。

また、日本で実施された配合飼料等の汚染実態調査の結果、配合飼料中のAFB1に関して農林水産省が定めた指導基準値*に比して低いレベルを維持しています。

*指導基準については、後述の『飼料における状況について』を参照。

これらのことから、現状においては、飼料中のAFB1の乳及びその他の畜産物を介するヒトへの健康影響の可能性は極めて低いと考えられる、と評価しています。

3. AFM1の規制値の設定

これらの食品健康影響評価を前提としながらも、①AFM1は、遺伝毒性発がん物質であることから、飼料中のAFB1及び乳中のAFM1濃度を合理的に達成可能な範囲でできる限り低い水準に抑えるべきであり、また、②国際的には、既にコーデックス基準*1が設定されており、我が国においても国際的な整合性を図る観点から、コーデックス基準と同基準の乳*2に対して規制値 0.5 μg/kg (= 0.5ppb) が設定されました。

なお、乳中のAFM1規制は、平成28年1月23日より適用されます。

適用後、AFM1が0.5 μg/kg (=0.5ppb) を超えて検出する乳は、食品衛生法第6条第2号に違反するものとして、販売等が禁止されます。

*1 コーデックス基準とは、コーデックス委員会が定めた国際基準。コーデックス委員会とは、消費者の健康を守り、世界共通の基準を設定することによって食品の貿易の公正化を図ることを目的として、1962年FAO(国連食料農業機構)とWHO(世界保健機構)によって設置された機関。

*2 乳とは、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（乳等省令）第2条第1項に規定するものとして、『生乳、牛乳、特別牛乳、生山羊乳、殺菌山羊乳、生めん羊乳、成分調整牛乳、低脂肪牛乳、無脂肪牛乳及び加工乳』をいう。

4. AFM1以外のアフラトキシン

食品での含有が問題となるAFM1以外の4種類のアフラトキシン（AFB1、AFB2、AFG1、AFG2）の合算は総アフラトキシン（以降「総AF」）と呼ばれ、規制値 10 μg/kg (= 10ppb) が設定されています。

表1 食品に対するアフラトキシンの規制値(食品衛生法)

種類	対象食品	最大残留量(2通りの単位で記載)	
アフラトキシンM1	乳 ⇒ 「H28年1月23日から施行」	0.5μg/kg	0.5ppb
総アフラトキシン	食品全般	10μg/kg	10ppb

飼料における対応について

1. 配合飼料中のAFB1の影響については、前述の通りAFB1を含む飼料を摂取した牛からAFM1を含んだ乳が生産される可能性がありますが、飼料中AFB1から乳中AFM1への移行程度については、牛のAFB1摂取量の増加に比例して乳中AFM1濃度が増加することが示されています。

つまり、飼料中のAFB1を抑制することにより乳中AFM1濃度を低下させることができることから、乳用牛用配合飼料中のAFB1に指導基準として 0.01mg/kg (= 10µg/kg = 10ppb) が設定されました。

万が一、指導基準を超えた飼料が確認された場合は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（飼料安全法）第23条及び第24条により、当該飼料の製造、販売、使用等が禁止され（第23条）、廃棄等の命令の対象となります（第24条）。

2. 飼料用とうもろこしについては、その主輸入先国である米国では全ロットにおいて船積み前検査（総AF0.02mg/kg以下のロットのみ輸出）を実施していますが、飼料価格の高騰や天候変動による輸入先国の多様化により、米国以外からのとうもろこしの輸入が急増しています。

このような背景から、輸出先国における原料段階でのリスク管理をより一層促すために、とうもろこし中のAFB1について新たに管理基準 0.02mg/kg (= 20µg/kg = 20ppb) が設定されました。

3. 管理基準とは、飼料メーカー等の事業者に対して、国が求めている「飼料の適正製造規範（GMPと言う）」に則った適切な工程管理の実施を前提に、万が一、管理基準を超過した飼料が確認された場合であっても、直ちに飼料安全法第23条及び第24条の対象飼料として取り扱わず、リスクの程度に応じた適切な措置を講じることにより、飼料の安全性をより効果的に確保することを目的に設定された基準です。

前項のとうもろこしに加えて、乳用牛用配合飼料中のAFB1以外のAFB1及びゼアラレノン、デオキシニバレンールの3種のカビ毒について管理基準が設定されています（基準値については下表を参照）。

表2 飼料に対するカビ毒の規制値(飼料安全法)
【指導基準】

有害物質名	対象となる飼料	基準(3通りの単位で記載)		
アフラトキシンB ₁	配合飼料(乳用牛用) ⇒ 「H27年6月25日から施行」	0.01mg/kg	10µg/kg	10ppb

【管理基準】

有害物質名	対象となる飼料	基準(3通りの単位で記載)		
アフラトキシンB ₁	配合飼料(牛用(ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く)、豚用(ほ乳期子豚用を除く)、鶏用(幼すう用及びプロイラー前期用を除く)、うずら用) とうもろこし ⇒ 「H27年12月25日から施行」	0.02mg/kg	20µg/kg	20ppb
	配合飼料(ほ乳期子牛用、ほ乳期子豚用、幼すう用、プロイラー前期用)	0.01mg/kg	10µg/kg	10ppb
ゼアラレノン	家畜に給与される飼料	1mg/kg	1000µg/kg	1000ppb
デオキシニバレンール	生後3か月以上の牛に給与される飼料	4mg/kg	4000µg/kg	4000ppb
	家畜等(生後3か月以上の牛を除く)に給与される飼料	1mg/kg	1000µg/kg	1000ppb

注：1 基準の対象となる配合飼料には、混合飼料（飼料を製造するための原料又は材料を除く。）を含む。

2 基準の対象となるとうもろこしは、外皮、ひげ及びしんを除いた種子を指す。

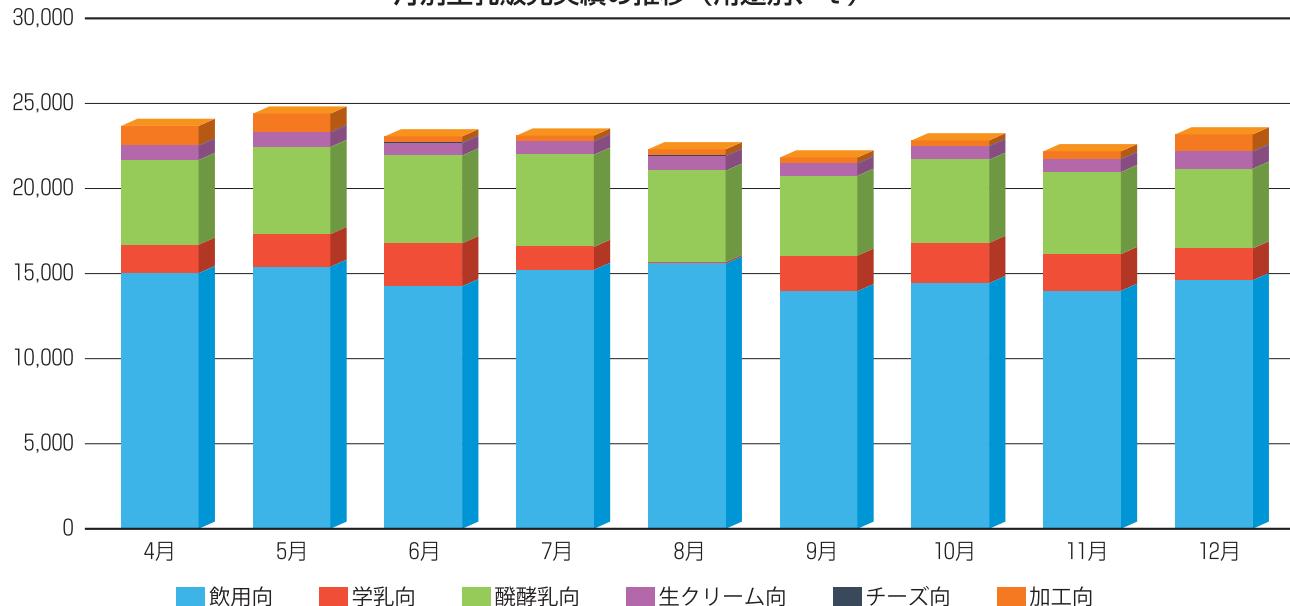
生産現場における対応について

以上のことから、農林水産省の指導による飼料中のAFB1規制により、乳中のAFM1濃度は低く抑えられているため、現状においては、乳を含む畜産物を介した人への健康影響は極めて低いと考えられています。

一方で、世界的な温暖化や異常気象の頻発はAFB1汚染を増長することが分かっており、輸入原料の調達先が多様化していることを考慮すると、殆どの穀物飼料を輸入に頼っている我が国の生産者がAFB1の危害を未然に防ぐ手段としては、例えば、各農場において飼育家畜に給与している飼料（特にとうもろこしを含む配合飼料、混合飼料、単味飼料等）の工程管理等について確認していくことが今後必要になってくると考えております。

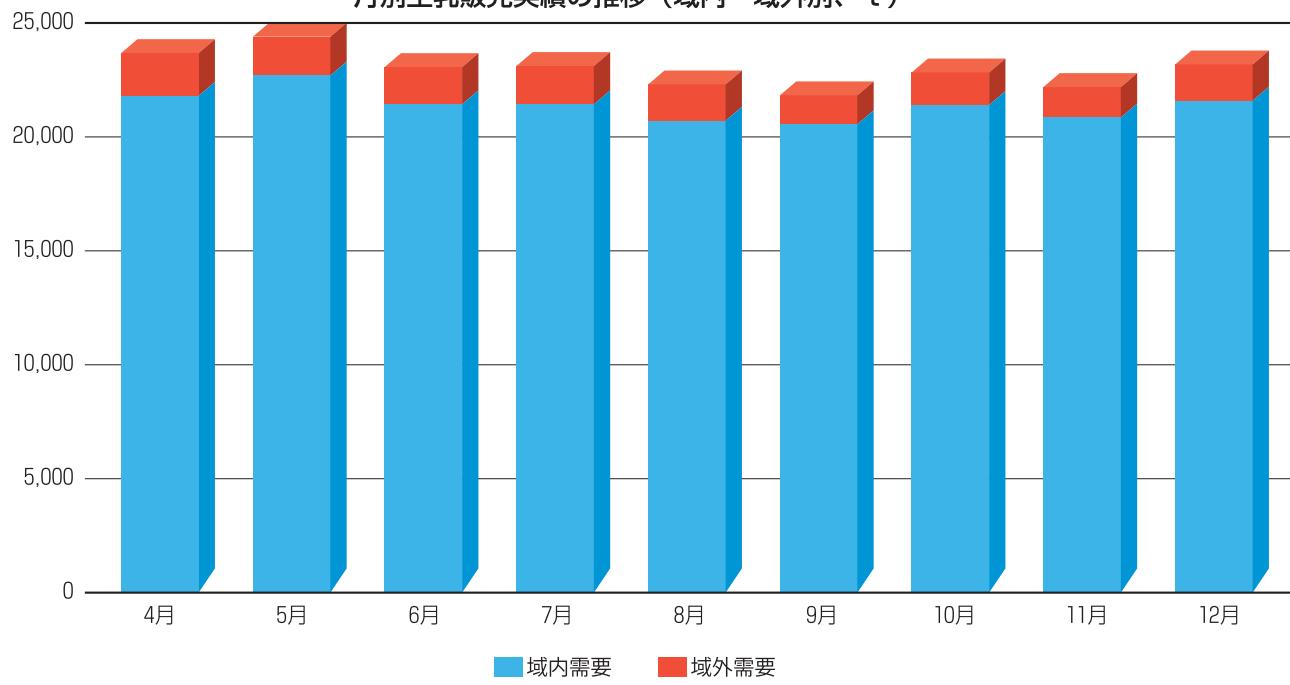
中販連生乳受託販売実績報告

月別生乳販売実績の推移（用途別、t）



H27実績	4月（前年比）	5月（前年比）	6月（前年比）	7月（前年比）	8月（前年比）	9月（前年比）	10月（前年比）	11月（前年比）	12月（前年比）	合計（前年比）
飲用向	15,021 (96.9%)	15,395 (97.4%)	14,249 (97.4%)	15,211 (100.9%)	15,581 (100.7%)	13,962 (100.9%)	14,432 (100.1%)	13,982 (99.7%)	14,601 (100.2%)	132,434 (99.3%)
学乳向	1,670 (98.6%)	1,920 (85.6%)	2,527 (102.4%)	1,358 (87.8%)	88 (137.5%)	2,086 (91.8%)	2,364 (94.6%)	2,165 (103.9%)	1,872 (99.9%)	16,050 (95.9%)
醸酵乳向	4,978 (97.1%)	5,124 (99.7%)	5,160 (103.2%)	5,412 (106.9%)	5,373 (101.7%)	4,697 (99.3%)	4,889 (103.9%)	4,815 (102.5%)	4,685 (103.4%)	45,133 (101.9%)
生クリーム向	838 (88.4%)	849 (92.3%)	732 (90.8%)	781 (94.0%)	857 (94.9%)	721 (96.6%)	793 (105.0%)	752 (96.5%)	1,000 (104.6%)	7,323 (95.8%)
チーズ向	33 (106.5%)	35 (97.2%)	33 (86.8%)	35 (106.1%)	34 (100.0%)	35 (100.0%)	36 (102.9%)	33 (94.3%)	34 (109.7%)	308 (100.0%)
加工向	1,139 (90.0%)	1,077 (115.3%)	363 (124.3%)	313 (135.5%)	370 (67.3%)	323 (168.2%)	314 (110.6%)	440 (79.7%)	988 (101.1%)	5,327 (100.9%)
合計	23,679 (96.4%)	24,400 (97.3%)	23,064 (99.3%)	23,110 (101.5%)	22,303 (100.0%)	21,824 (100.0%)	22,828 (100.6%)	22,187 (100.1%)	23,180 (101.0%)	206,575 (99.5%)

月別生乳販売実績の推移（域内・域外別、t）



H27実績	4月（前年比）	5月（前年比）	6月（前年比）	7月（前年比）	8月（前年比）	9月（前年比）	10月（前年比）	11月（前年比）	12月（前年比）	合計（前年比）
域内需要	21,800 (97.0%)	22,691 (97.8%)	21,429 (99.8%)	21,426 (101.3%)	20,707 (100.4%)	20,552 (100.8%)	21,400 (101.5%)	20,851 (100.6%)	21,586 (101.2%)	192,443 (100.0%)
域外需要	1,878 (89.2%)	1,708 (91.2%)	1,635 (93.7%)	1,685 (103.3%)	1,596 (94.6%)	1,272 (89.5%)	1,428 (88.8%)	1,337 (92.4%)	1,594 (98.5%)	14,133 (99.4%)
生乳受託数量	23,679 (96.4%)	24,400 (97.3%)	23,064 (99.3%)	23,110 (101.5%)	22,303 (100.0%)	21,824 (100.0%)	22,829 (100.6%)	22,188 (100.1%)	23,180 (101.0%)	206,575 (99.5%)

中販連管内の生乳受託実績及び生乳出荷戸数の推移

1. 生乳受託実績の月別推移

— 25年度 — 26年度 — 27年度



2. 生乳出荷戸数の推移

(単位：戸)

県別	平成23年4月	平成24年4月	平成25年4月	平成26年4月	平成27年4月	平成27年12月
鳥取県	173	168	159	146	140	137
島根県	152	145	135	126	112	109
岡山県	341	330	317	295	274	257
広島県	173	164	158	148	139	136
山口県	69	66	61	59	45	55
中国5県計	908	873	830	774	710	694

発行 ● 中国生乳販売農業協同組合連合会
 編集・発行人 ● 桑木道彦
 テレ番号 086-336-3371
 岡山県岡山市北区桑田町一番三〇号 岡山県農業共済会館四階
 URL <http://www.dairy.co.jp/chugoku/>

FAX TEL ○八六-三三六-三三七一
 FAX ○八六-三三六-三三七一
 URL <http://www.dairy.co.jp/chugoku/>

▼ 事 業 経 過 報 告 (平成二十七年八月～十一月)

8月	9月	10月
5日 中央酪農会議指定団体ヒアリング (東京都)	2日 近畿中国四国生乳検査連絡協議会 (兵庫県) Jミルクポジティブリスト委員会 (東京都)	7日 第6回理事会・第1回生乳受託販売委員会 (岡山市)
6日 指定団体・全国連実務責任者会議 (東京都)	10日 山口県組織問題検討会 (岡山市)	13日 山口県組織問題検討会 (下関市)
7日 生乳の安全・安心の確保のための担当者会議 (東京都)	18日 乳業再編プロジェクト会議 (岡山市)	14日 地域交流牧場全国研修会現地調査 (真庭市)
19日 中央酪農会議成分取引検討会議 (東京都)	20日 指定団体・全国連実務責任者会議 (東京都)	20日 指定団体・全国連実務責任者会議 (東京都)
20日 指定団体・全国連実務責任者会議 (東京都)	26日 会員実務者会議 (岡山市)	22日 全日本ホルスタイン共進会22～26日 (北海道)
26日 会員実務者会議 (岡山市)	27日 ジャージー振興協議会 (岡山市)	25日 広島7社会 (愛媛県)
28日 広島7社会 (広島市)	28日 会員実務者会議 (岡山市)	29日 島根県輸送会議 (島根県)
29日 中国四国フォトコンテスト審査会 (岡山市)	30日 山口県組織問題検討会 (岡山市)	7日 中国地区牛乳・乳製品料理コンクール (岡山市)
30日 会員実務者会議 (岡山市)	4日 指定団体・全国連実務責任者会議 (東京都)	11日 第7回理事会 (岡山市)
30日 会員実務者会議 (岡山市)	10日 公正取引委員会ヒアリング (岡山市)	16日 平成27年度上半期仮決算監査 (岡山市)
30日 会員実務者会議 (岡山市)	11日 山口県組織問題検討会 (下関市)	17日 指定団体・全国連実務責任者会議 (東京都)
30日 会員実務者会議 (岡山市)	15日 JAしまね生乳受託販売委員会 (島根県)	18日 山陰乳業活性化協議会 (島根県)
30日 会員実務者会議 (岡山市)	15日 指定団体・全国連実務責任者会議 (東京都)	19日 中国・四国酪農フォトコンテスト表彰式 (岡山市)
30日 会員実務者会議 (岡山市)	17日 第15回生乳の安全安心中国協議会 (東京都)	20日 みらいセミナー (神戸市)
30日 会員実務者会議 (岡山市)	17日 Jミルク普及部会 (東京都)	26日 生乳検査運営委員会 (岡山市)
30日 会員実務者会議 (岡山市)	29日 会員実務者会議 (岡山市)	30日 会員実務者会議 (岡山市)

編 集 後 記

農業者にとつて今年一番のニュースはなんといつてもTPPの大筋合意だろう。交渉参加国が大筋合意したTPPは日本にかつてない市場開放を迫るものである。海外の大型農家には、経営規模の違いからコスト勝負では絶対に負けない自信があり、あたかも日本が格好のマーケットのように映っているようだ。政府はTPP交渉に当たり、国会決議に沿って重要品目は守るとしていたがそれに沿った交渉が進められたのか検証は済んだのか。既に次のステージに移っているようである。政府は農業者へのダメージ・不安を払拭するためTPP関連政策大綱を定め影響を緩和する政策を打ち出している。対策を打たなかった場合の影響と対策を打った場合の影響はこの程度に軽減されるといった誰もが納得する分かりやすい説明を願つものである。農業者が将来に不安を抱えたままの状態では後継者への経営委譲も進まず、まして新規参入者も見込めないだろう。投資をはじめ規模拡大を進め収益を上げるといった政策に家族経営を主としてきた農業者に賛同が得られるのだろうか。二極化が進むのは今日においては当然の流れだから日本の農業を支えてきた家族経営者の不安を払拭するような対策を願つものである。